

# 泉佐野市暴力団排除条例の施行に伴う 「誓約書」等の提出について（お知らせ）

泉佐野市では、「泉佐野市暴力団排除条例」が平成25年1月1日から施行しています。この条例第8条第2項により泉佐野市では市の契約相手方及び下請負人等に対し、暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書等の提出を求めています。つきましては下記のとおりとしますので、ご理解を宜しくお願いいたします。

## 記

### 1. 泉佐野市内登録業者について

入札参加資格登録審査申請時（定期・追加）に別紙の「誓約書（登録申請用）」及び「役員等に関する調書」を提出してください。

### 2. 泉佐野市外登録業者について

①入札参加資格登録審査申請時（定期・追加）に別紙の「誓約書（登録申請用）」を提出してください。

②上記にかかわらず、契約金額が500万円以上の場合は、契約時に別紙の「誓約書（受注者・元請用）」及び「役員等に関する調書」を提出してください。

3. 1及び2とも、500万円以上を下請負人等（工事の場合は、施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。）が行う場合は下請者の誓約書の提出が必要となります。ついては、受注者がそれぞれの下請負人等との契約に際し、別紙の下請負人等用の誓約書を徴収し、本市に提出をお願いいたします。

### 4. 市内・市外登録業者共通事項

#### ア. 誓約書の内容に違反した場合に対する措置

（1）受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除して、違約金を徴収します。また、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、受注者は当該下請負人等との契約を解除しなければなりません。もし、下請負人等との契約解除を拒否した場合は、受注者との契約を解除し、違約金を徴収します。

（2）本市の入札参加資格を有する受注者及び下請負人等は、一定期間入札参加除外措置を行い、公表します。また、下請負人等で市の入札参加資格を有していない場合は、一定期間公表します。

#### イ. 誓約書を提出しない場合に対する措置

（1）誓約書を提出しない事業者とは契約を締結しません。

（2）本市の入札参加資格を有する受注者及び下請負人等が誓約書を提出しない場合は、泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づく資格停止措置を行います。